

福祉サービスを受けるには (障害者手帳)

1 身体障害者手帳 (申請先：市町障害福祉担当課)

身体障害者手帳は身体障害者程度等級表に該当する者に対して交付されます。身体障害は、肢体、聴覚または平衡機能、視覚、内部（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス）などに分類され、それぞれに等級基準が設けられています。等級表には1級から7級までの基準があり、身体障害者手帳は6級以上の状態の者が対象となります。

申請方法は、身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師に所定の診断書を記載してもらい、それを市町に提出してください。

2 療育手帳 (申請先：市町障害福祉担当課)

知的障害者の手帳は「療育手帳」などの名称で呼ばれています。三重県では、

- | | |
|-------------|------------|
| ・最重度知的障害 A1 | ・中度知的障害 B1 |
| ・重度知的障害 A2 | ・軽度知的障害 B2 |

と表示されています。高次脳機能障害の場合、18歳未満で受傷（発症）された場合は療育手帳の対象になります。

3 精神障害者保健福祉手帳 (申請先：市町障害福祉担当課または保健センター)

精神障害者保健福祉手帳の等級は1級・2級・3級の3段階です。診断書で申請を行う場合は初診日から6ヶ月以上を経てからになります。なお、脳血管障害、脳外傷などの脳器質性の精神障害に関しては、内容に問題がなければリハビリテーション科医などが手帳診断書を記載することができます。精神障害者保健福祉手帳は2年毎に更新手続きが必要です。

申請方法は2通りあります。1つは、精神障害者保健福祉手帳診断書を申請先に提出し交付を受ける方法、もう1つは、すでに高次脳機能障害により障害年金（障害基礎・障害厚生）を受けている方が年金証書を申請先に提出をして交付を受ける方法です。



福祉サービスを受けるには

(障害者福祉施設等の活用)

(申請先：市町障害福祉担当課、保健センター、市町障がい者相談支援センター、各施設)

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

介護給付

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所
療養介護
生活介護
施設入所支援

訓練等給付

自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助
(グループホーム)

自立支援医療

更生医療
育成医療
精神通院医療

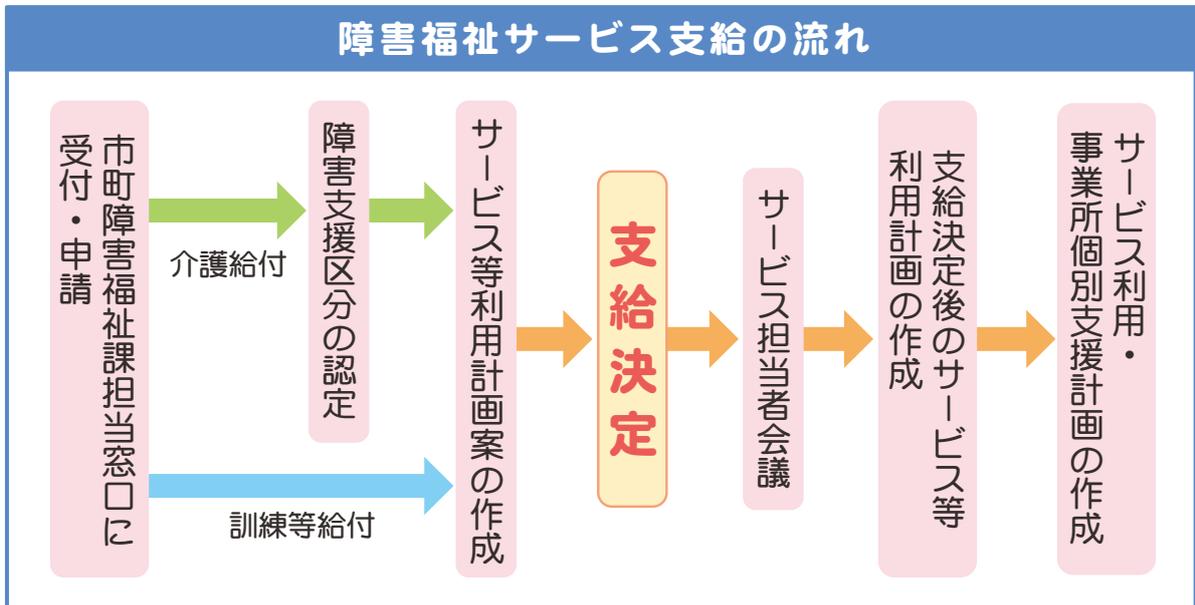
補装具

相談支援

地域生活支援事業

- ・理解促進研修・啓発
- ・自発的活動支援
- ・相談支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・成年後見制度法人後見支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具の給付または貸与
- ・手話奉仕員養成講座
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター機能強化
- ・福祉ホームなど
- ・その他の日常生活または社会生活支援

障害福祉サービス支給の流れ



介護保険制度の活用

(申請先：市町介護保険担当課、居宅介護支援事業所、
地域包括支援センター、各施設)

1 要介護認定

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、

①65 歳以上の要介護・要支援状態にある方（第 1 号被保険者）

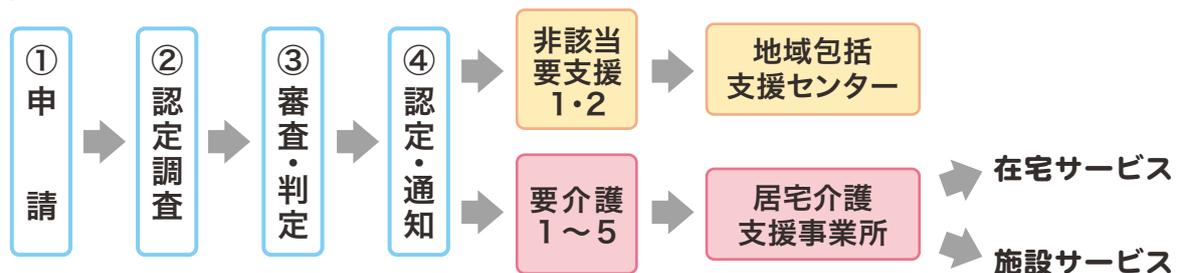
②40 歳以上 65 歳未満で、特定疾病により要介護・要支援状態にある方（第 2 号被保険者）

が介護保険サービスの利用対象になります。（特定疾病とは、脳血管疾患・関節リウマチなど厚生労働省が定めた 16 疾病）

②の第 2 号被保険者は障害福祉サービスより介護保険サービスの利用が優先となります。しかし、介護保険サービスにない障害福祉サービス（就労支援などの訓練等給付）の利用や、生活保護受給者の場合は、その限りではありません。

また、介護保険サービスと障害福祉サービス（訓練等給付）の併用は基本的には可能です。

(2) 介護保険サービスを利用する手順



2 在宅サービス

自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスには以下のようなものがあります。

- ・施設に通所して利用する通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）
- ・専門スタッフの訪問を受け利用する訪問介護（ホームヘルプ）、訪問リハビリテーション
- ・家の環境を整える福祉用具貸与・販売、住宅改修費支給
- ・施設に短期間入所する短期入所生活介護（ショートステイ）

3 施設サービス

要介護 1～5 の方が介護保険が適用される施設に入所してサービスを受けられます。

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
- ・介護医療院



高次脳機能障害者の 職業リハビリテーション支援機関

1 ハローワーク

一般的に障害者が求職活動を行う場合の窓口はハローワークです。ハローワークには障害者就労支援担当があり、就労斡旋のほかに就労支援機関の紹介等も行っています。

2 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 三重障害者職業センター (申請先：管轄のハローワークおよび三重障害者職業センター)

三重障害者職業センターでは、障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーションなど高次脳機能障害者の就労支援に必要な事業を行っています。また、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施しています。障害者職業センターは障害者手帳取得の有無にかかわらず、障害を持たれる方を支援の対象にしています。

3 ジョブコーチ支援事業 (申請先：管轄のハローワークおよび三重障害者職業センター)

ジョブコーチは、障害者が実際に働く職場内において、本人が職場の環境や職務内容に適応し能力を発揮するための支援や企業サポートづくりなどを行う支援です。高次脳機能障害者の就労支援においてもジョブコーチの役割が期待されています。

障害者職業センターなどからジョブコーチが派遣される期間はおよそ2～4ヶ月です。

4 その他の支援事業 (申請先：管轄のハローワークおよび三重障害者職業センター)

高次脳機能障害者に関連する就労支援制度には、その他、対象者の条件はありますが「トライアル雇用事業」「職場適応訓練」「精神障害者総合雇用支援」などがあります。

5 障害者就業・生活支援センター (申請先：障害者就業・生活支援センター)

就業やそれに伴う日常生活上の支援を必要とされている障害者に対し、窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施しています。三重県内の各圏域に設置されています。

6 三重県身体障害者総合福祉センター (申請先：各市町障害福祉担当課、三重県身体障害者総合福祉センター)

高次脳機能障害の診断を受けられた方および身体障害者手帳の所持者を対象に、就労に必要な能力の向上を目標として、職業リハビリテーションを実施しています。主な内容は作業訓練や情報訓練です。

権利を守るために

1 成年後見制度（申請先：家庭裁判所）

成年後見制度は精神上的の障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方の支援をする制度です。

(1) 法定後見の3類型

法定後見は3類型あります。本人の判断能力の程度によって次のように3つに区分される。

- * 後見：本人にはほとんど判断能力がない場合が対象。
（例：日常の買い物に困難な場合など）
- * 保佐：本人の判断能力が著しく低下している場合が対象。
（例：日常の買い物は可能だが、財産管理に困難な場合など）
- * 補助：本人の判断能力が不十分な場合が対象。
（例：重要な財産管理を単独で行うことが困難な場合など）

(2) 申請

申し立ては、住民票のある地域を管轄する家庭裁判所で行います。

本人、配偶者、四親等内の親族、町長・市長など法律で定められた人のみ申し立てができます。家庭裁判所では本人が被後見の対象であるかどうか、後見人を誰にするかを審判します。

(3) 任意後見

成年後見には上記の法定後見と任意後見があります。任意後見は、判断能力がなくなったときのため、財産管理や身上監護に関することについて、あらかじめ信頼のおける人と契約を結んでおくもので、手続きは公証役場で行います。

2 日常生活自立支援事業 —地域福祉権利擁護事業— （申請先：市町社会福祉協議会）

お金の出し入れなど日常的な金銭の管理、通帳や印鑑の保管、福祉サービスの利用手続きなどに不安があるときに利用する制度です。生活保護世帯以外は有料となります。



Q1

障害年金と労災年金について

仕事中のケガで障害を持ちました。障害補償年金（労災保険）と障害基礎年金・障害厚生年金は同時に受給できますか。

A1

障害基礎年金・障害厚生年金を受給している人が、同じ理由で障害補償年金（労災保険）を受ける場合、障害基礎年金・障害厚生年金（国民年金）が全額支給され、障害補償年金（労災保険）が減額されます。

Q2

傷病手当金について

傷病手当金とはどういう制度ですか。

A2

傷病手当金は、会社員や公務員、船員等が「業務外」のケガや病気で働けず、給与が出ないときに医療保険から支給されます。

職場を休んで4日目から1年6ヶ月（船員は3年）の範囲内で受給ができ、その間に職場を退職しても給付は続きます。傷病手当金の額は、12カ月の各月の標準報酬月額（給与に諸手当を加えた月収を30で割った額）を合算して平均値を算出した額の2/3に相当する額が支払われます。

Q3

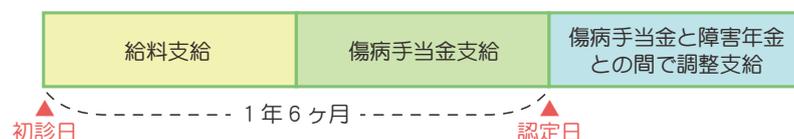
傷病手当金と障害年金について

脳血管障害を発症し仕事を休職しています。現在、健康保険から傷病手当金をもらうようになりました。その後、どうなるのでしょうか。

A3

公的年金に加入しており、なおかつ条件を満たしていれば障害年金を受給することができます。発症から1年6ヶ月目が障害認定日となり、障害年金に該当する状態であれば年金申請が可能となります。

傷病手当金については、上記A2のとおりです。職場の有給休暇期間を消化した後に傷病手当金に移行されたのであれば、傷病手当金と障害年金をもらえる時期が重なります。この場合、障害年金を受けとることとなります。ただし、傷病手当金のほうが多ければ差額分が傷病手当金から支給されます。



Q4

障害年金と就労について

障害年金 2 級を受給していますが、今後働きたいと考えています。働く
と障害年金はもらえなくなるでしょうか。

A4

働いて収入を得ても、障害年金の等級に該当している間は、障害年
金を受給できます。20 歳以降の傷病により障害年金を受給している場
合は所得制限がありません。ただし、20 歳前の傷病により障害基礎年
金を受給している場合は所得制限^(※)があります。

(※) 20 歳前の傷病による障害基礎年金受給者の所得限度額 (令和 5 年 4 月現在)
・ (扶養者なしの場合) 全額支給停止 472 万 1 千円以上の収入
半額支給停止 370 万 4 千円以上の収入

Q5

障害年金と身体障害者手帳の等級について

身体障害者手帳 4 級を持っていますが、この場合は障害年金はもらえな
いのでしょうか。

A5

障害年金の等級と身体障害者手帳の等級はそれぞれ違う法律で定め
られています。それぞれの等級は関係がありません。

Q6

障害年金と失業給付について

会社を退職しましたが、障害年金と失業給付 (雇用保険) は同時に受給
できるのでしょうか。

A6

障害年金と失業給付 (雇用保険) は同時に受給できます。

Q7

10年前に初診日がある障害年金の申請について

10年前に交通事故に遭いました。身体麻痺は残りませんでしたが高次脳機能障害が残りました。今からでも障害年金の申請ができるのでしょうか。

A7

受給要件を満たしていれば障害年金を申請することができます。ちなみに、年金申請が遅れた場合は5年間さかのぼって請求することができます。しかしながら、5年前の診断書を作成してもらうことはかなり難しいと思われる。このような場合は、「事後重症」の制度を使い、「事故後10年経って障害が重くなった」として現時点から申請する方法がありますのであきらめないでください。また、高次脳機能障害の場合、器質性精神障害に分類されます。したがって、年金申請の際は、精神障害の診断書が必要となります。

Q8

障害年金はいつまでもらえますか

障害年金をもらっていますが、いつまでもらえるのでしょうか。

A8

精神障害の場合（高次脳機能障害もこれに含まれる）、最初の年金支給決定より1年から3年（一般的には2年）経つと、障害年金の更新（診断書の再提出）があり、以後も繰り返されます。そのとき障害の状況がよくなり障害状態でなくなった際は支給が止まります。しかし、権利は失いませんので、また状態が悪化して障害等級に該当すれば申請・審査により障害年金が再開されます。

Q9

介護保険と高次脳機能障害について

介護保険は利用できますか。

A9

65歳以上の高次脳機能障害者や40歳以上で脳血管疾患（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血 ※もやもや病も可）による高次脳機能障害の場合、市町から支援や介護が必要と認定された方は、介護保険の利用ができます。

65歳未満の場合、交通事故や転落、他の病気など特定疾病以外が原因で介護が必要になった場合は介護保険の適用はなく、障害者総合支援法の適用になります。

Q10

失業給付の条件について

会社を退職する予定です。雇用保険から失業給付をもらうにはどのような条件がありますか。

A10

基本的に雇用保険の被保険者期間が、離職前の2年間に12か月以上必要です。この際、賃金の支払い日数が11日以上ある月を1か月として計算します。しかし、心身の障害、疾病、負傷、視力・聴力・触覚の減退等により離職した人は「特定理由離職者」に認定され、離職前の1年間に6ヶ月以上で条件を満たすこととなります。そして「失業の状態」にあるという条件（いつでも就職できる状態にあり積極的に求職活動を行っていないながら仕事に就けない状態）も必要となります。病気やけがで今すぐ働けない場合にはQ12を参考にしてください。

Q11

雇用保険未加入の失業給付について

退職した会社が雇用保険に入っていませんでした。ハローワークで雇用保険からの失業給付はもらえません。

A11

法人・個人を問わず、従業員を一人でも雇用している会社等は雇用保険に加入させなければなりません（ただし、採用時に65歳以上の人や1週間の所定労働時間が20時間未満のパートは除く）。加入手続きをされていなくても退職後2年間までさかのぼって雇用保険に加入ができます。あらかじめハローワークに相談してください。

Q12

療養中の失業給付について

療養中で再就職を考えられる状況ではありません。この場合、失業給付はあきらめないといけません。

A12

働きたくても病気やケガ（他に妊娠、出産、育児、介護）で働けない場合は、ハローワークで「受給期間延長」の手続きをしてください。延長期間は最長で4年です。延長手続きをした後、傷病手当金をもらい終わり、その頃本人の就労の意欲と軽作業の能力がありましたら「失業給付の申請」を行ってください。

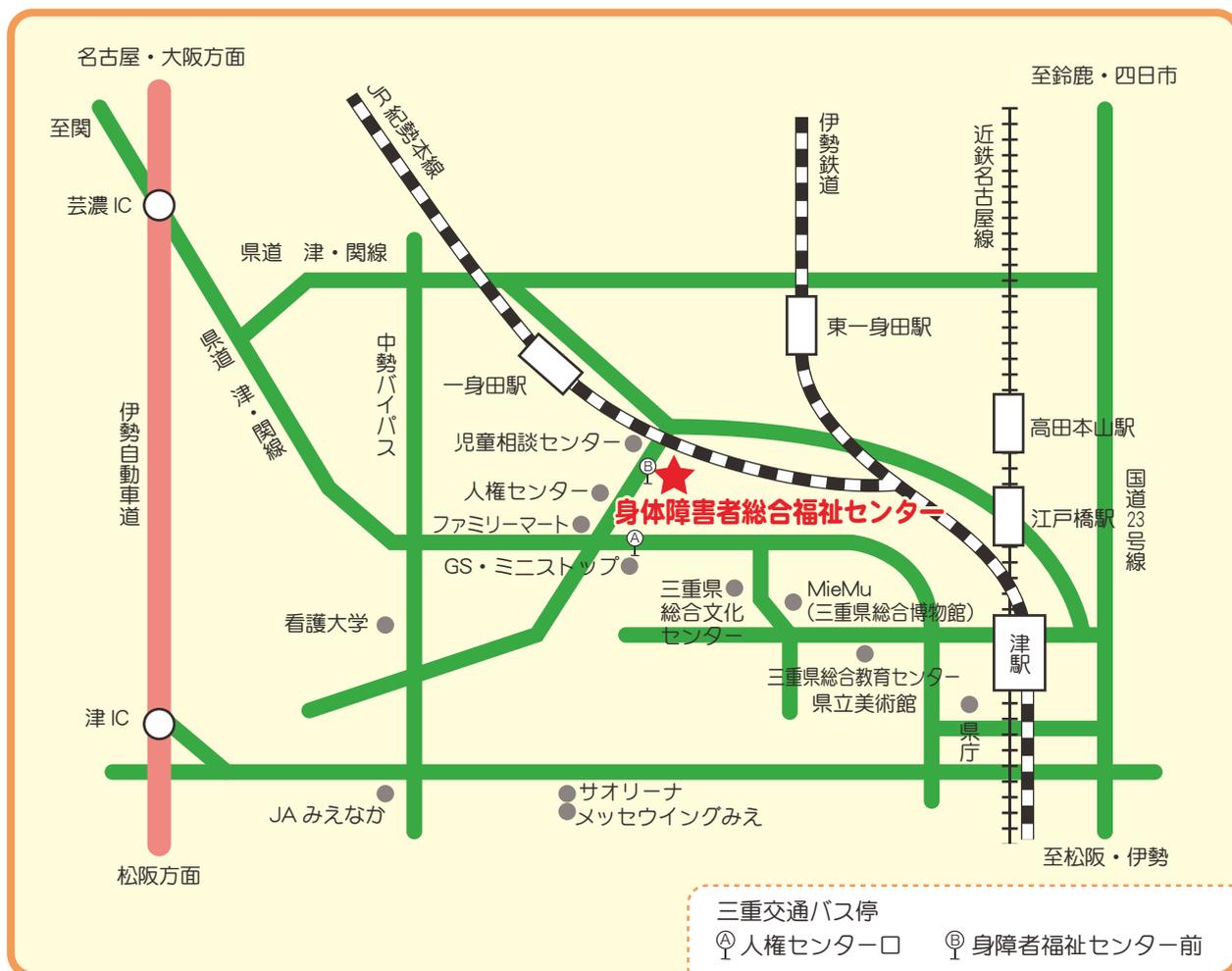
高次脳機能障害に関する相談先

- ・高次脳機能障害かどうか、病院で診断を受けたい
- ・高次脳機能障害に関するリハビリの話が聞きたい
- ・どのような福祉サービスが利用できるか知りたい
- ・働きたいけど、何から始めたらよいかわからない
- ・働いているけれど、うまくいかない

など

電話相談・来所相談を受付けています

(相談受付時間 平日 8:30~17:00)



三重県身体障害者総合福祉センター

〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2

電話：059-231-0037(直通) URL：<https://www.mie-reha.jp>